

体験コンテンツ等掲載促進事業業務委託仕様書

1 目的

本県へのインバウンド誘客における重要市場（台湾、香港、韓国、タイ、中国、豪州）に対し、個人旅行者（FIT）の利便性向上と旅ナカ消費の拡大を図るため、海外有力OTA（Online Travel Agent）への県内観光素材の掲載を支援する。

特に、造成難易度の高いツアー商品だけでなく、入場券や体験チケット等の「単品・着地型商品」のデジタル流通を加速させ、受入事業者の収益化に向けたコンサルティング及びサポート体制を構築することを目的とする。

2 期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務内容詳細

受託者は、本仕様書に基づき以下の業務を実施すること。

（1）対象OTAの選定と提案

ア 秋田県がターゲットとする市場（台湾、香港、韓国、タイ、中国、豪州）を踏まえ、2市場以上をカバーする有力な体験型OTAを1社以上選定し、提案すること。

イ 選定にあたっては、各市場におけるシェア、ユーザー属性、システム（管理画面）の操作性、及び事業者へのサポート体制を考慮すること。

（2）県内事業者への掲載支援（商品造成・登録に係る支援）

県内の観光施設、体験事業者、DMO等を対象に、以下の支援を行うこと。

ア 目標掲載数：本業務期間内に、20コンテンツ程度の販売開始を達成すること。なお、1事業者あたり複数コンテンツを掲載することも想定している。

イ 掲載商品の選定方針：複雑なツアー商品の造成のみに固執せず、OTA上での回転率が高い「入館券」「入場チケット」「乗車券」「短時間の体験プログラム」等の素材（単品）で県が提供するリストを元に優先的に発掘・掲載すること。コンテンツの選定は秋田県と協議の上、決めること。

（3）事業者向け伴走支援体制の構築

OTAとの契約および運用開始にあたり、事業者が抱えるハードルを解消するための体制を整備すること。

ア コンテンツを掲載する県内事業者に対し、OTAの全体概要や具体的な掲載方法、注意点、インバウンド受入に必要なポイント等が分かりやすく記載された資料を提供するとともに、セミナー等の実施を通じて県内事業者の理解促進を図ること。

イ コンテンツ情報をOTAに掲載するためにかかる登録作業費（翻訳等）は事業費から捻出すること。

4 成果物

受託者は、以下の成果物を期日までに提出すること。

- (1) 業務実施計画書（契約締結後、速やかに提出）
- (2) 掲載コンテンツリスト（20件以上の詳細、URL等）
- (3) 事業者向け支援ツール一式（マニュアル、Q&A集など作成した場合）
- (4) 業務完了報告書（販売数等の分析、次年度への課題を含む）

※電子データ（PDF及び編集可能な形式）にて提出すること。

5 契約に関する条件等

(1) 報告書の提出

- ・本業務の実施状況については、契約期間満了時には実績報告書を提出すること。
- ・上記報告のほか、必要な場合は適宜書面にて状況を報告すること。

(2) 再委託等について

- ・受託者は本業務のすべてを第三者に再委託し、又は、請け負わせてはいけない。
- ・受託者は本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、実施体制等を事前に書面にて提出して委託者の承認を得るものとする。

(3) 業務の履行に関する措置

- ・委託者は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- ・受託者は前記要求があったときは、当該要求に係る対応を決定し、10日以内に委託者に書面で提出しなければならない。

(4) その他

- ・受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。また、契約終了後も同様とする。
- ・受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- ・この仕様書に定めのない事項については、両者協議の上、決定する。